

## 12/8、中央委員会で12月期一時金を承認！ 本日、12月10日に一時金が支給されます。

12月期一時金の0.1ヶ月削減の提案については、「国家公務員の支給率より高いから」という機構の言い分には、労組として到底納得することはできません。その理由が妥当であると認めることは、今後も削減されることを容認することになってしまいます。しかし、一時金が職員の生活に不可欠なものであり、これ以上交渉を続けても進展の見込みがなく、支給を遅らせることは組合員の望むところではないと判断し、今回については、納得はいかないもののやむを得ないものとして、労組として12月2日の団体交渉において、仮妥結しました。12月8日に開催された中央委員会でも、上記執行委員会の意見は支持、確認され、やむを得ないものとして12月期一時金に関して承認されました。この結果、一時金は12月10日に右の一時金支給式に基づいて支給されることになりました。

## なしなしなしの賃金改定！

また、賃金の改定なし、諸手当について改定なし、初任給について改定なし、という回答がされたことに対して、上記の12月期一時金は0.1ヶ月削減があり、労組としては切り下げばかりの回答であり、職員が人員削減と業務増加の厳しい状況の中で一生懸命仕事に励んでいることに対して全く応えていないので不満であり、機構の自主性を発揮するようにと12月2日の団交で指摘しました。労組としては、今後も継続して、切り下げ分の復活、国家公務員準拠からの脱却を目指します。

## 地域調整手当の支給割合の改定を承認！

地域調整手当は、今年度を含めて3年のあいだに現行の1%から3%に改定することは既に決まっていたことです。この地域調整手当について、12月2日の団交で支給率の引き上げを今年度を実施するということが提案されました。東京以外の地域調整手当の支給率を今年度から2%に引き上げるということは、ほとんどの職員の処遇の改善につながるとして、中央委員会で承認されました。

## 「高崎支部選挙管理委員」の承認

高崎支部では選挙管理委員の引継ぎがありました。これから支部執行委員の選挙などを控えており、それに伴って高崎支部選挙管理委員を中央委員会で承認して頂く必要があります。12月8日の中央委員会で、以下の選挙管理委員が承認されました。

略		
---	--	--

### 12月期一時金支給式

一般職（1～5級、6級総括主査）

$(\text{本給} \times 2.46\text{月} + 6,500\text{円} \times \text{扶養手当人数} + 69,304\text{円} + \text{職務別加算}) \times \text{期間率}$

職務別加算 = {本給 + (本給 × 地域調整手当の支給割合)} × 加算率 × 2.46月

地域調整手当の支給割合：東京特別区0.06、その他の地区は0.01

加算率：4,5級：0.05　6級：0.1

常勤職員

$(\text{本給} \times 2.46\text{月} + 6,500\text{円} \times \text{扶養手当人数} + 10,548\text{円}) \times \text{期間率}$

臨時職員

平成20年6月2日から平成20年12月1日までの期間において

(1)出勤日数 20日以上 40日未満の者： 本給日額の12日分

(2)出勤日数 40日以上 70日未満の者： 本給日額の23日分

(3)出勤日数 70日以上 100日未満の者： 本給日額の29日分

(4)出勤日数 100日以上 の者： 本給日額の32日分

(注) 臨時用員就業規則に定める年次休暇及び特別休暇は、出勤とみなす。

一時金支給額および査定を個人的に確認されたい方には必要な項目を入れるだけで計算が可能なエクセルシートをご提供致します。組合員の間だけでご使用下さい。

## 労働組合は労働者の首切りを許してはならない

中央執行委員長  
岩井 孝

アメリカの不況を発端として、自動車産業をはじめとして、期間社員や派遣社員を契約期間中にも関わらず解雇や契約解除をするという暴挙が大企業で行われています。トヨタも日産もいすゞもキャノンも赤字に転落したわけではなく今期も利益を挙げており、巨額の内部留保（貯え）を持っているにもかかわらず、契約期間中の解雇や契約解除をするのは合理性を欠いており、法律違反の疑いが濃いものです。このような理不尽な大企業の横暴が許されてよいはずがありません。

解雇や契約解除の予告をされた労働者が各地で労働組合に加入あるいは労働組合を結成し、大企業相手に解雇や契約解除の撤回を求めて交渉や裁判所への申し立てが行われています。原研労組にも、全労連加盟の労働組合に加盟した、いすゞ自動車の労働者への支援要請があり、抗議 FAX や署名行動に取り組んでいます。

個人的に不思議に思うのは、当該の大企業の労働組合が、今回の労働者大量首切りに対して大規模な抗議行動をしたり、ストライキをしたという報道が全くないことです。そもそも、トヨタにも日産にもいすゞにも、大企業には連合加盟の大きな組織を持つ労働組合が存在しているのに、大規模な首切り反対運動をなぜ起こさないのでしょうか。少なくとも期間社員の方を自らの労働組合に迎え入れ、守ることはできるはずですが、そのような行動を起こせば、経営者のやりたい放題の行動は止められるはずですが、それができないのは、それらの組合が、「労使協調路線」という名で、会社の利益を擁護する立場にあるからでしょうか。

労働組合は、労働者の首切りに最も敏感であるべきで、今回のような経営者の横暴は絶対に許さないという基本的姿勢が不可欠です。私たちは、それを常に念頭において、行動し、支援していきたいと考えます。原子力機構の職場にも、機構の直接雇用である職員とは別に、出向や派遣などで働く方々がいます。労組として、これらの方のことも視野に入れながら運動を進めていくことが大切です。